

業務指示書

トーゴ国カラ・クモング 2 橋梁建設計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年3月5日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁建設計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/交通計画/開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（トーゴ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁建設計画設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（トーゴ 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りにについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
①現地再委託(自然状況調査)、②通訳経費(通訳団員経費/現地通訳備上費)

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(US\$1 = 102.46 円, EUR1 = 139.47 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/交通計画/開発計画
橋梁設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.08 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月27日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

プロポーザル評価表
トーゴ国カラ・クモング2橋梁建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/交通計画/開発計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

トーゴロジスティクス回廊（以下、トーゴ回廊）はトーゴ共和国（以下、トーゴ）南端に位置するロメ港から北端に位置するブルキナファソ国境のシンカセまで667kmから形成される回廊でありトーゴの開発及び地域経済の生命線となっている。

トーゴは1980年代以降の一次産品価格の下落による経済停滞及び1993年以降の政治的混乱によって、政府による開発や諸外国による支援がなされずにきた結果、天然資源の輸出以外際立った産業もなく、一人あたりGNI570ドル（2011年）、人間開発指数は187か国中159位（2012年）にみられるとおり、低開発状態を余儀なくされている。

当国大統領は「港湾立国」の実現を目指し、トーゴ回廊を基軸とした国家開発を進めている。トーゴの第二次貧困削減文書（経済成長加速化と雇用促進のための戦略：SCAPE 2013-2017）にも経済インフラ整備が明記されており、回廊整備が実施されている。また、トーゴ国公共事業・運輸省（以下、MTPT）が2012年から大規模道路インフラ優先投資計画に係る調査を進めており、当該計画では、国道および地方農村部の道路ネットワークの整備が重点とされ、国道・農道等の道路建設および改修、橋梁の建設等が優先ニーズとして掲げられている。

トーゴは1993年以降の政治的混乱により、近年はインフラ整備に係る投資やメンテナンスが停滞してきた。また、2007年及び2008年の洪水被害により、道路鉄道インフラが多大な被害を受け、いくつかの橋梁が崩壊したため、現在も雨季には道路舗装が泥濘化しており、交通を阻害する要因となっている。そのため、港湾で取り扱われた貨物を国内、及び、域内周辺国に安全に輸送するインフラ整備が急務である。

また、西アフリカ経済通貨同盟（以下、UEMOA）が中心となり域内の物流促進のための施策を進めている。2001年には各国の運輸及びインフラ開発セクター戦略の調和化を図ることを目的に、優先的に整備すべき11の回廊を指定し、ハード・ソフト双方の整備を進めており、トーゴ回廊はこの優先回廊の一つとして指定されている。トーゴ国内及び周辺地域発展に係るトーゴ回廊の重要性の高さから、2007年の他ドナーによる援助再開以降、現在までに、アフリカ開発銀行（以下、AfDB）、西アフリカ開発銀行（以下、BOAD）、イスラム開発銀行（以下、IDB）、UEMOAや当国政府資金等によりトーゴ回廊の主要道路である国道1号線とその迂回路である国道17号線の整備改修、ロメ港の拡張を実施している。

国道1号線は貨物トラック等が通行する際に難所が存在しているため、事故発生率が高い。また、高低差が激しい上にカーブも多く、事故や自然災害に対して、輸送能力が脆弱であることが課題となっている。これより、国道1号線の迂回路である国道17号線を整備することは、国道1号線を補完し、国内輸送効率の改善と交通量の増加をもたらすのみならず、トーゴ北西部地域の農業生産物（綿花、穀物野菜、家畜）やリン等を効率的に国内外の市場に流通させることが可能となり、同地域の経済・社会開発に大きく貢献するものである。

JICAは2012-2013年にかけて「トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査」を実施しており、トーゴ回廊の全体の分析と開発戦略・計画の検討を行い、トーゴ回廊の効率的・効果的な開発のためのマスタープランを策定した。国道17号線を横切るカラ川では沈下橋にて、また、クモング川では渡り舟にて普段川を横断しているところ、雨季の氾濫により、当該道路が完全に通行不能となる。これより、本件は、同マ

スタープランにおいて最優先で取り組むべき計画の一つとして提案された事業である。

このような状況を踏まえ、トーゴ政府は我が国に対し、国道17号線を横切るカラ川及びクモング川に架かる橋梁の建設に関する無償資金協力を2011年8月に要請した。

本調査は、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標：

国道17号線を含むトーゴ回廊の輸送能力の向上により、同国北部および内陸国（ブルキナファソ、ニジェール、マリ）の経済・社会開発が促進する。

(2) プロジェクト目標：

2橋梁の建設により、国道17号線整備計画の推進に貢献する。

(3) プロジェクトの成果：

カラ川及びクモング川の橋梁が建設される。

(4) プロジェクトの内容（我が国への要請内容）：

1) カラ川の橋梁

- ・橋梁の建設（全長約120m、道路幅3.5m×2車線、歩道2×1.5m、桁橋を想定）
- ・アプローチ道路の建設（道路幅3.5m×2車線、路肩1.5m×2車線、右岸及び左岸側のそれぞれ約500m、排水施設等の道路付属物）

2) クモング川の橋梁

- ・橋梁の建設（全長約200m、道路幅3.5m×2車線、歩道2×1.5m、桁橋を想定）
- ・アプローチ道路の建設（道路幅3.5m×2車線、路肩1.5m×2車線、右岸及び左岸側のそれぞれ約500m、排水施設等の道路付属物）

日本側投入

1) カラ川の橋梁建設

2) クモング川の橋梁建設

相手国側投入

カウンターパートの配置、用地の確保、環境社会配慮

(5) 対象地域（サイト）：

トーゴ国カラ州カラ川及びサバナス州クモング川における国道17号線整備予定地との交差点（後述6.（9）参照）

(6) 関係官庁・機関

実施機関：公共事業・運輸省（MTPT）公共事業総局（DGTP）

3. 業務の目的

本調査は、一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、これまでの協力の中で必要性が確認された「カラ・クモング二橋梁建設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 本調査は、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うため、また②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るため、2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を派遣することを想定している。
- (2) 本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時、JICAと十分に協議すること。
なお、現地調査前後においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。
- (3) 本プロジェクトにおける2橋梁の建設は、国内外の輸送効率の改善や交通量の増加等、トーゴ回廊全域の便益が期待されるが、後述6.(8)記載の社会状況調査等により状況を確認し、それらの効果が明確に説明できる調査結果となるよう留意する。その際、後述6.(14)も参照の上、定性的効果のみならず、定量的に示せる効果指標の検討も行うこと。
- (4) 本プロジェクトにおける2橋梁の建設は、国道17号線上の道路整備と連携して行われることによって、トーゴ回廊全域の効果が期待されるものである。これより本調査においては、後述6.(3)も参照の上、国道17号線をはじめとする周辺の道路整備計画の進捗状況の確認や、国道1号線を含むトーゴ回廊全域におけるトーゴ国政府の地域開発計画および本邦企業も含めた民間企業等の投資・開発計画の確認を行い、橋梁建設による各種開発計画への影響を検討する。
- (5) 本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン)上に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリをBとしている。なお、「ト

「一ゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査」の結果、非自発的住民移転は発生しないが、用地取得及び工事ヤード建設のための用地借用等が必要である事が報告されている。

- (6) 本調査において設計・積算を行うに当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（補完編・別冊を含む）（以下、設計・積算マニュアル）に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。
- (7) 報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン」（2012年11月改訂版）（以下、無償報告書ガイドライン）を参照することとする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) トーゴにおける道路整備事業に係る上位計画の内容、実施状況、大規模道路インフラ優先投資計画を確認し、本プロジェクトの位置付け及び意義を確認する。
- 2) トーゴにおける国道17号線の位置付け・重要性を確認する。また、国道17号線、国道1号線及びロメ港を中心とする、トーゴ回廊全域の整備計画（スケジュール等）及び実施中の事業についてはその進捗状況を確認する。
- 3) 本事業に係る他ドナー、国際機関の援助動向や、援助実施中の区間については、その整備方針、設計基準、道路規格、工事終了予定時期等を確認する。

(4) プロジェクトの実施・運営維持管理体制の確認

プロジェクト実施機関であるMTPTの組織・権限・人員構成や最近3～5年間の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

特に、本事業の実施のみならず、トーゴ回廊全体の整備によりにより大幅に道

路資産が増大することになるため、運営維持管理のための人員、予算、技術水準等を先方が対応可能であるかを十分検討する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、2橋梁建設予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。

- 1) 気象調査
- 2) 地形測量
- 3) 地質調査
- 4) 水文調査

なお、具体的な細目については自然条件調査仕様書（案）（別紙参照）によりつつ、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) 将来交通量推定

橋梁の設計条件および案件の効果を確認するために、本体完工後3年目及び、その時点で未完成であれば事後の国道17号線整備時の将来交通量を推定する。また、将来交通量の推定にあたっては、路面舗装に影響することから車種別に交通量を推定すること。なお、既往の「ロメ港を起点とした広域回廊形成のための基礎情報収集調査」や「トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査」の結果を活用すること。

(7) 環境社会配慮

環境影響について以下1)及び2)に記載する調査を実施する。

- 1) JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案、簡易住民移転計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（未定稿）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、上記JICA環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮調査の主な項目は、以下の通り。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、周辺住民の生活区域及び経済社会状況等）の確認
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
 - ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
 - エ) 影響の予測
 - オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
 - カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

- キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

※用地取得・用地借用及び住民移転が存在する場合、社会影響について以下に記載する調査を実施する。

- 1) JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア)～シ)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(未定稿)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。
 - ア) 用地取得・住民移転の必要性
 - イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
 - ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
 - エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
 - ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
 - ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - コ) 費用と財源
 - サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - シ) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(8) 社会状況調査

2 橋梁新設による裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて現地再委託も可とするが、本見積にて提案すること。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設(病院、教育施設等)の分布、アクセス状況
- 2) 現状における対象サイト周辺の渡河状況の詳細
- 3) 橋梁建設に係るトーゴ回廊全域の便益

社会状況調査においては上記の項目を想定しているが、他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルで提案することとする。なお、既往の「ロメ港を起点とした広域回廊形成のための基礎情報収集調査」や「トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査」の結果を活用すること。

(9) プロジェクト内容の計画策定

上記調査（6.（1）－（8）記載）及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。また、以下項目以外に必要なと判断される計画内容が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の運営維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（橋梁の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、架橋位置に関しては、「トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査」において確認された地点を基準にしつつも、自然条件調査や既存の沈下橋の状況等を元に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

また、橋梁の形式に関しては、建設及び運営維持管理に係るコストだけでなく、施工性や運営維持管理のし易さ等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

(10) 相手国側負担事業の概要

無償資金協力として事業を実施する際のトーゴ国政府の免税措置等税金の取扱を確認・整理する。また、相手国側負担事項（用地取得、各種建設許可の取得等）については、予算、人員、技術力、工程を含め、実施可能であることを確認する。

(11) プロジェクトの運営維持管理計画

予算、人員、技術力、工程の各側面を念頭に、公共事業・運輸省公共事業総局が行うことになる 2 橋梁及びアクセス道路の運営維持管理について、毎年必要な点検・運営維持管理業務と数年単位で必要な運営維持管理業務に分類して整理する。

(12) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの運営維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を無償報告書ガイドラインに記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施・運営維持管理に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(14) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を、DAC 評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①渡河所要時間及び渡河可能時間②年間渡河可能日数③日平均断面交通量等を想定している。その他、定量的指標についても提案があればプロポーザルに記述するとともに、効果の測定にあたりベースラインの調査が必要となる場合には、同じくプロポーザルに、その所要概算額も含めて提案する。特に、トーゴ回廊全域における開発計画への影響や周辺住民への裨益にかかる定量的／定性的指標については本調査内で設定することとなるため、調査方法と合わせ現時点で想定される指標等があればプロポーザルにて提案すること。ただし、定量的指標は、JICA との協議の上、決定した上で調査の要否を判断するため、現時点において、本調査の見積もりへの反

映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(15) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(16) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をトーゴ国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施後の運営維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(17) 準備調査報告書等の作成

トーゴ国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (9) を成果品とする。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 仏文 25 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 10 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 仏文 25 部 |
| (※機材仕様書（案）を含む) | : 和文 10 部 |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。) | |
| (6) 機材仕様書 | : 和文 3 部 |
| | : 仏文 4 部 |
| (7) 概要資料 | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚 |
| | : 仏文（製本版） 16 部及び CD-R 3 枚 |
| | : 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2012 年 11 月）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契

約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年4月中旬より業務を開始し、4月下旬より現地調査を行い、同年10月中旬に概要説明調査を実施することを想定する。同年10月下旬に概要資料、同年12月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	2014年										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
(本格調査)											
国内事前準備	□										
現地調査	■	■	■								
国内解析			□	□	□	□	□	□			
概略設計概要説明								■			
準備調査概要資料								△			
報告書提出										▲	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 16.95M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／交通計画／開発計画（2号）
- 2) 社会状況調査
- 3) 橋梁設計（3号）
- 4) 道路設計
- 5) 自然状況調査
- 6) 環境社会配慮
- 7) 施工計画調達事情／積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

本調査には合理的な範囲内で通訳（フランス語）の配置を可とし、配置方法（本邦からの通訳団員の参団/現地通訳の備上）については、プロポーザルにて提案すること。なお、通訳団員に係る経費と現地通訳備上費は、いずれも別見積とする。

3. 配布資料等

(1) 配布資料

- 1) 無償資金協力要請書
- 2) 環境社会配慮 カテゴリ B 案件報告書 執筆要領(未定稿)

(2) 貸与資料

次の資料を貸与資料とし、連絡先は以下のとおり。

- 1) トーゴ国 トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査
ファイナルレポート（英文）
- 2) トーゴ国 大規模道路インフラ優先投資計画に係る調査 報告書（仏文）
※連絡先：経済基盤開発部運輸交通・情報通信第二課（担当：風間）
(TEL:03-5226-8152)

(3) 閲覧資料

以下の資料はJICA図書館（以下のURL参照）より閲覧可能。

<http://libopac.jica.go.jp/top/index.do?jsessionid=0A6CCDEB14AADCA7F87BA103ACE60F61?method=open>

- 1) トーゴ共和国 ロメ港を起点とした広域回廊形成のための基礎情報収集調査報告書
- 2) トーゴ国 トーゴロジスティクス回廊開発・整備計画策定調査詳細計画策定調査報告書

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括（JICA）
計画管理（JICA）
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括（JICA）
計画管理（JICA）
- 2) 調査行程：約7日間
- 3) 目的：
準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託（自然条件調査）を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。本経費は別見積とする。

- (1) 気象調査
- (2) 地形測量
- (3) 地質調査
- (4) 水文調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価

格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

また、社会状況調査についても必要に応じて現地再委託の提案を可とし、経費は本見積りとする。

6. 別見積もり

現地再委託（自然状況調査）と通訳の配置については、現時点での業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) ビザ取得およびトーゴ国内移動許可

現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出およびトーゴ国内の移動許可にかかる手続きはJICAにて支援する。なお、同手続きを踏まえ、現地調査の開始は4月下旬を目途とする。

(5) 安全管理

治安状況については、JICA コートジボワール事務所、ベナン支所、日本国大使館において十分な情報収集を行なうとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行なうこと。また、JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とするよう留意すること。

以上

(別紙)

「トーゴ国カラ・クモングニ橋梁建設計画準備調査」自然条件調査仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 気象調査

調査目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な気象条件を把握する。

調査内容：天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害発生履歴調査等。

(2) 地形測量

目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な地形の情報を把握する。

内容：平板測量、水準測量、縦断/横断測量、基準点測量等。

(3) 地質調査

目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な地質状況等を把握する。

内容：地表調査、ボーリング、標準貫入試験、土質試験等。

(4) 水文調査

目的：対象橋梁の計画、設計及び施工計画に必要な水理・水文状況を把握する。

内容：河川水位、流量、流速、河道調査等。

以上